

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	全国政令市衛生部局長会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	全国の保健所設置市の衛生部局長で構成する「全国政令市衛生部局長会」に加入して、公衆衛生に関わる各種課題の情報交換を行うことや、共通課題に対して共同で国に対する要望を行うなど、本市の公衆衛生の向上に寄与するため。 ※全市加入(41中核市, 8保健所設置市)	本市が保健所設置市として公衆衛生を取り巻く環境の変化や、新たな課題に対応するにあたり、他の保健所設置市との情報交換は重要であり、公衆衛生に係る課題等については、同会を通じて共同で国に対し要望を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・東ブロック会議への出席および会議に係る議題等の提出</li> <li>・負担金および会議に係る旅費の支出事務</li> </ul> <b>【負担金の内容】</b> 年間24,000円(人口10万人毎に8,000円, 端数は四捨五入, 会則に規定)	総会等での情報交換で得られた情報により、時代の要求に沿った公衆衛生行政施策の推進が図られている。	24	現行どおり
2	救急医療啓発普及経費	あり	0.1	0.0	0.0	初期救急医療体制として、夜間急病センターのほか、日曜日および祝日における在宅当番医制(市内開業医が当番担当)の実施や、市民に対する救急医療知識の普及啓発などを推進するため。	日曜日および祝日の救急患者に対して在宅当番医制により診療を行う初期救急医療体制を確保することは、市民の健康を守るために必要である。 また、救急医療資源に限りがある中で、市民が適切な救急医療を受けられるよう、市内の救急医療機関が連携し、質の高い効果的な救急医療体制を構築する必要があることから、利用する市民に対して適正利用についての普及啓発活動を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅当番医制の調整および救急医療体制の普及啓発に係る業務委託</li> <li>・委託契約の締結および委託料の支払</li> <li>・実績報告の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施により、医療機関が診療していない休日などの日中において、急な発病の際に適切な医療を提供する体制が確保されており、市民に大きな安心感を与えている。(H23受診者数 延16,799人)</li> <li>・在宅当番医制の実施主体は市であるが、当番医のローテーション編成は医師会を主体としなければ調整は困難であり、医師会への業務委託によって円滑な実施が担保されている。</li> <li>・救急医療の適正利用について普及啓発を行うことにより、ウォークイン患者などにより疲弊している二次・三次救急の負担軽減を図り、市民の財産である救急医療体制を守ることに寄与している。</li> </ul>	5,700	現行どおり
3	総合保健センター管理費	なし	0.6	0.0	0.0	総合保健センター利用者が安全・快適に施設を利用するために必要な維持管理を行う。	総合保健センターは、地域保健対策を総合的に推進するための拠点施設として、保健所および衛生試験所庁舎のほか、夜間急病センター、口腔保健センター、健康増進センター等の機能を有しており、包括的な管理代行ができないため、市が主体となり維持管理業務を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、警備、設備管理等の業務委託</li> <li>・ボイラー、空調、消防設備等の保守点検委託</li> <li>・光熱水費、電話料等の支払</li> <li>・設備故障時の修繕</li> <li>・維持管理、施設利用に係る連絡調整</li> </ul>	総合保健センターの機能が健全に維持され、利用者の安全性、快適性が確保されている。	78,528	現行どおり
4	負傷動物対策費	あり	0.2	0.0	0.0	動物愛護法に基づき、保護・収容された負傷動物の応急治療を行う。	法令に基づく業務である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷動物治療の委託(全部委託)</li> <li>・飼育用エサの購入</li> </ul>	平成22年度に犬1頭が飼い主に返還され、平成23年度に犬1頭が新しい飼い主に譲渡された。	94	現行どおり
5	犬・猫のふん対策費	あり	0.2	0.0	0.0	犬・猫飼養者の飼育マナー(特にふん対策)の向上を図る。	法令に基づく業務である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふん害防止啓発用看板の作成・配付</li> <li>・巡回指導</li> <li>・広報活動</li> </ul>	犬の糞による苦情件数は平成21年度8件、平成22年度11件、平成23年度5件となっている。看板を配付した人に関する苦情は件数に入れていないため、配付を止めると、より苦情件数が多くなると考えられる。	40	現行どおり
6	公衆衛生指導費	あり	2.5	0.0	0.0	市民に対しネズミや衛生害虫、刺咬被害発生の恐れがあるドクガやハチ類および住宅に深刻な被害をおよぼすシロアリの駆除方法等の普及や相談に応じ、市民自らが自己防衛できるよう啓発、指導を行い平時における感染症の発生予防や刺咬被害の発生防止に努める。 また、函館市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づく空き地の草刈り指導を行い、良好な公衆衛生の確保に努めている。	衛生害虫、ネズミ、ドクガ、スズメバチ、シロアリの駆除相談は、市民にとって日常生活上切実な問題であり、指導、相談業務を委託することは、市民サービスの低下につながるから必要な業務である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハエ、蚊、ネズミ等の衛生害虫の発生防止を目的とした駆除に関する相談、指導</li> <li>・毛虫等の不快害虫の駆除指導や、刺咬被害の危険性があるハチ類の駆除相談および駆除業者の紹介</li> <li>・津波、水害による浸水被害の発生時における薬剤散布の実施</li> <li>・函館市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づく、空き地所有者に対する草刈りの指導</li> <li>・一般住宅における化学物質問題(シックハウス症候群)に関する相談対応</li> </ul>	そ族昆虫等に関する市民相談は、平成19年度612件、平成20年度470件、平成21年度331件、平成22年度611件、平成23年度726件寄せられている。 また、空き地の雑草等の除去に関する条例に基づく市民相談は、平成19年度171件、平成20年度227件、平成21年度139件、平成22年度191件、平成23年度197件となっている。	286	現行どおり
7	歯科保健啓発事業費	あり	0.2	0.0	0.0	歯および口腔の健康を保持することは、食事や会話など健全で豊かな生活を送るための基礎となることから、「歯の衛生週間」等の機会および市総合保健センター内の口腔保健センターで実施する各教室を通して、歯科保健に関する知識の普及啓発を図る。	健康増進法の基本方針として歯の健康保持に関する正しい知識の普及が定められており、厚生労働省や日本歯科医師会の定める「歯の衛生週間」や道条例の「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」の機会や各教室の啓発事業を通して市民の歯科保健の向上を図る必要がある。	6月の「歯の衛生週間」と11月の「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」の期間にパネル展を実施するほか、6月は函館歯科医師会と共催で歯のコンクールや講演会を開催する。 また、口腔保健センターを運営する歯科医師会に委託して、小中学生を対象に「歯の学校」(年10回)および40歳以上の市民を対象に「健口教室」(年5回)を実施する。	「歯の衛生週間」では、地元歯科医師会と共催で様々な行事を開催することで、市民に歯と口の健康の大切さを啓発している。 また、「歯の学校」では、乳歯から永久歯への交換期である学童・生徒の自分の歯の健康を守るというセルフケア意識の醸成につながっている。	1,288	見直し

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
8	歯科健康診査事業費	あり	0.2	0.0	0.0	母子歯科保健対策の一環として、妊産婦の口腔疾患、異常の発生を予防し、母親の健康保持を図ることを目的に妊産婦歯科健診を実施する。また、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に成人歯科健康診査を実施する。	市町村業務として定められている母子歯科保健事業および健康増進事業は、市民の歯科保健向上のために必要である。	市総合保健センター内の口腔保健センターを運営する函館歯科医師会に委託して以下の歯科健診事業を実施 ・妊産婦歯科健康診査 ・成人歯科健康診査	むし歯と共に歯を失う二大原因のひとつである歯周病の好発対象者でもある妊産婦および40歳以上の成人に対して歯科健診を実施することにより、80歳で20本以上自分の歯を保つ8082運動を推進する。	6,029	現行どおり
9	市民健康づくり推進事業費	あり	2.1	0.0	0.0	市民一人一人が心身ともに健やかに生活できるようにするため、疾病の予防を重視し、生活習慣病による死亡の減少と健康寿命の延伸を図る。	健康増進事業を実施することにより、生活習慣病の予防が図られ、医療費の抑制が図られる。	生活習慣病を予防するため、運動・食事・禁煙の推進を重点取組とした健康増進事業を実施している。 ・喫煙防止教育講座(小・中学生およびその保護者が対象) ・禁煙啓発事業(禁煙週間行事等) ・受動喫煙防止対策「おいしい空気の施設」登録事業 ・市民健康教室、地域健康づくり教室、生活習慣病予防教室の開催 ・市民健康づくり推進員の設置、ヘルスマイト(食生活改善推進員)の育成	健康はこたて21に掲げる年代別の健康指標の改善は、健康課題の解決へとつながる。  ・最重要課題ー生活習慣の見直し、肥満の予防と解消  課題の解決により、生活習慣病の予防が図られ、新函館市総合計画の求める「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の実現をめざす。	465	現行どおり
10	食育推進事業費	あり	0.7	0.3	0.0	栄養・食生活は、生きていくためには欠くことのできない命の源である。生涯にわたって心豊かで健やかな暮らしを実現するために食育を推進する必要がある。	栄養・食生活は、生きていくためには欠くことのできない命の源である。生涯にわたって心豊かで健やかな暮らしを実現するために食育を推進する必要がある。	・食育教室の開催(離乳食教室、幼稚園児への食育教室) ・食育指導事業(プレパパ・プレママ教室、乳幼児健診、のびっこ健診、保育園への情報提供、出前講座) ・3歳児健診時食育啓発事業(H23～) ・食育推進計画概要版の作成・配布(H23～)	食育推進の事業の成果を計ることは難しい。「はこだてげんきな子食育プラン(函館市食育推進計画)」の目標数値での評価以外に、食育推進関連事業を継続して実施していく必要がある。	238	現行どおり
11	保健指導費	あり	1.7	0.3	0.0	市民の健康づくりや疾病予防を推進する。	急速な高齢化や疾病構造の変化により、生活習慣病や要介護状態となることの予防が必要である。	健康増進法に基づく健康増進事業および国民健康・栄養調査等を実施する。 ・健康手帳の交付(40歳以上で特定健診等の健診、健康教育、健康相談、訪問指導等を受けた者) ・健康教育(出前講座、メタボリック症候群予防教室等) ・健康相談 ・訪問指導 ・栄養業務 ・統計委託	健康増進法に定められる各健康増進事業の実施により、市民の栄養の改善その他の生活習慣の改善を図る。 また、同法の定めるところにより厚生労働省が行う国民健康・栄養調査を実施し、国の総合的な健康増進を図るための基礎資料とする。さらに、同じく同法の定めるところによる特定給食施設の届出受理および栄養管理の実施に関し必要な指導や検査等を実施する。	3,256	現行どおり
12	北海道保健所長会負担金	なし	0.03	0.0	0.0	全国の保健所長で構成する「全国保健所長会」および北海道の保健所長で構成する「北海道保健所長会」に加入して、公衆衛生医師としての専門的立場から公衆衛生に関わる各種課題の情報交換や調査研究を行うほか、共通課題に対して共同で国に対する要望を行うなど、本市の公衆衛生の向上に寄与するため。 ※道内の全保健所が加入(北海道21, 政令指定都市1, 中核市2, 保健所設置市1)	本市が保健所設置市として公衆衛生を取り巻く環境の変化や、新たな課題に対応するにあたり、都道府県や他の保健所設置市との情報交換は重要であり、公衆衛生に係る課題等については、同会を通じて国に対する陳情や要望を行う必要がある。	・総会への出席 ・負担金および会議に係る旅費の支出事務  【負担金の内容】 ・全国保健所長会 年間15,000円(会則に規定) ・北海道保健所長会 年間10,000円(会則に規定)	総会等での情報交換で得られた情報により、時代の要求に沿った公衆衛生行政施策の推進が図られている。	25	現行どおり
13	保健師訪問指導費	あり	0.1	0.0	0.0	職員の育児休業取得や欠員に際し、臨時保健師を確保するため、また、保健師への被服貸与、図書等を購入するため。	保健師は妊婦、乳幼児、成人、高齢者、障害者など全ての年齢層を対象として、健康相談、健康教育、訪問指導など住民に身近な保健指導を担っている専門職であり、職員の育児休業取得や欠員となった場合に、市民への保健指導等を滞りなく遂行するために、臨時保健師の賃金を確保する必要がある。	保健師の被服貸与、参考図書の購入、パソコンのリース代、臨時保健師の賃金・共済費 現在の代替保健師数 3名	保健師による健康教育や訪問指導などの市民に対する保健指導が計画どおりに実施できている。	7,442	現行どおり
14	感染症対策費	あり	3.0	0.0	0.0	感染症に係る検査および健診、相談、啓発普及事業等を推進することにより、感染症の発生の予防、まん延防止および治療対策の推進を図ることを目的とする。	地域保健法によりエイズ、結核等の感染症予防事業は保健所事業として位置づけられており、感染症法に基づく各種事業の実施主体は保健所設置市と規定されている。	・感染症予防事業(患者移送車、消毒薬等の維持・管理) ・エイズ対策促進事業(研修会、対策推進協議会等の開催) ・特定感染症検査等事業(HIV検査、ウイルス性肝炎検査) ・エキノコックス症対策事業(エキノコックス症検査) ・結核対策(定期健診・接触者健診・精密検査・定期病状調査)	感染症の早期発見により発症の予防やまん延防止が図られ、適切な相談指導や治療により重症化や死亡を減少させることに寄与している。	9,228	現行どおり

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
15	新型インフルエンザ対策推進事業費	あり	0.1	0.0	0.0	強毒型の新型インフルエンザの発生・流行を想定し、発生に伴う健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻を防止することを目的とする。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、地方公共団体は新型インフルエンザ等新感染症に対する対策を総合的に推進することと規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに作成する国の行動計画との整合を図りながら市の行動計画を改訂するほか、個人防護具等の備蓄を進める。</li> <li>健康危機管理体制整備に係る関係機関との意見交換会、対応措置訓練等へ参加する。</li> </ul>	健康危機管理の観点に立った体制づくりを進めることにより、新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生とまん延防止を図り、健康被害を最小限にとどめることが期待できる。	112	現行どおり
16	感染症発生動向調査事業費	あり	0.2	0.0	0.0	感染症の発生情報の正確な把握と調査、分析を行い、その結果を住民や医療関係者への的確に提供、公開することにより、感染症の発生の予防およびまん延を防止することを目的とする。	感染症法に基づく「感染症発生動向調査事業」の実施主体は保健所設置市と規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の届出基準等通知に基づき医療機関から対象感染症の発生届出を受領し、必要に応じて感染源に係る疫学調査を実施し、オンラインシステムに入力する。</li> <li>定点医療機関から対象感染症の患者情報の提供を受け、週または月単位でオンラインシステムに入力する。</li> <li>感染症の発生状況を分析し、住民や関係機関に対し情報提供、注意喚起を図る。(流行の警報・注意報等)</li> </ul>	感染症の発生動向の把握、調査及び情報の公表をすることにより、感染症の発生・拡大を防ぐことができる。	1,174	現行どおり
17	難病対策推進費	あり	3.0	1.0	0.0	難病専門医等による訪問指導、相談対応や関係機関、関係団体等と連携を図り、難病患者の安定した在宅療養生活と生活の質を確保することを目的とする。	地域保健法により難病対策は保健所事業として位置づけられており、難病対策要綱に基づく「難病患者地域支援対策推進事業」の実施主体は保健所設置市と規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>函館市難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業</li> <li>函館市難病患者訪問相談事業</li> <li>函館市難病患者訪問診療事業</li> <li>函館市難病医療相談事業</li> <li>患者会活動支援</li> <li>特定疾患治療研究事業に係る道への進達事務</li> </ul>	各種事業を継続実施することにより、難病患者および家族の療養上の不安を緩和し、安定した療養生活の確保を図ることが期待できる。	820	現行どおり
18	精神保健対策推進費	あり	1.0	0.4	0.4	精神障がい者の早期発見・早期治療および社会復帰・社会参加の促進を図る。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいにより日常生活や社会生活に制約がある方が、医療や福祉の支援を受けやすくし、精神障がい者の社会復帰の促進や自立を図るために、保健所および保健所設置市および市町村が行う業務である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障がい者保健福祉手帳交付に係る業務</li> <li>・新規、更新の申請受付 ・受付した申請書類の進達</li> <li>・交付決定された手帳の交付</li> <li>○医療保護入院届等の進達に係る業務</li> <li>○医療保護入院に係る市長保護者同意にかかる業務</li> <li>○その他の精神保健福祉業務(精神保健に係る各種調査・報告業務・相談指導等)</li> </ul>	精神障がい者やその家族に対し、相談や指導を行ったことにより、社会復帰の促進や、地域での自立を促すことができる。さらに、精神保健に関する各種調査を行うことで、より実態に即した精神保健対策を検討していくことが可能である。	3,606	現行どおり
19	認知症予防対策推進費	なし	0.1	0.0	0.0	認知症について、市民の理解と知識を深め、予防および早期発見の啓発を図ることを目的とする。また認知症の人が地域で安心して暮らし続けることを目指した地域づくりについて研修を受け、本市の地域づくりの向上を図ることを目的とする。	高齢化に伴い認知症患者数は増加している。しかし、早期発見・早期治療を行うことや適切な対応を行うことで、症状の進行を遅らせることができ、介護負担の軽減にもつながる。また、地域包括支援センターや認知症疾患センター等、認知症に関する相談機関や専門的に治療を行う機関も増えてきている。このような中で、行政機関として、市民の認知症についての理解を深め、早期発見・早期治療を促進するために、相談機関や医療機関を周知する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症のチェックリスト、相談先一覧を記載した「認知症ガイド」を作成し、公共機関、医療機関、相談機関等で配布する。</li> <li>平成23年度は約5,000部発行しており、平成24年度も同程度の発行を予定している。</li> <li>また、保健師が認知症ケアに関する地域づくり講座に参加し、全国の取組などの情報を収集する。</li> </ul>	地域のネットワーク活用を推進することにより、認知症についての市民の理解が深まり、認知症の予防と早期発見、早期対応が促進される。	57	現行どおり
20	温泉資源保護対策推進費	あり	0.2	0.0	0.0	平成21年度に策定した「函館市温泉資源保護指針」に基づき、温泉掘削許可権限を有する北海道との温泉資源保護の取組に関する協議や、北海道が湯の川温泉地区で実施する源泉の水位、湧出温度、揚湯量等の調査に協力し、市内における温泉資源の動向を調査・把握するものである。	当市の重要な資源である、温泉資源の保護のため必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道および地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所との協議</li> <li>・北海道が行う源泉データ採取の協力</li> </ul>	平成20年7月に「函館市温泉資源懇話会」を設置し、函館市における温泉資源の保護および適正利用について検討を進め、懇話会からの提言を基に「函館市温泉資源保護指針」を平成22年6月に策定した。同年度内に指針概要版を作成し市内各所に配置配布した。平成23年度は市民を対象とした講演会を開催し資源保護の必要性について、啓発活動を進めた。また、指針の策定により北海道が実施する温泉資源調査が強化され、北海道が湯の川温泉地区で実施している温泉資源調査に協力することとし、採取データの提供を受けている。	100	現行どおり
21	全国食肉衛生検査所協議会負担金	なし	0.1	0.03	0.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉検査に関する情報収集・調査研究のため</li> <li>・北海道・東北地域における家畜伝染病に関する情報収集・調査研究のため</li> </ul> ※加入状況一都道府県74、政令指定都市16、中核市22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入各市が、と畜検査業務に関して他都市の状況を調査する際の窓口として同会を活用しており、調査結果を各市の状況を把握する資料として活用している。</li> <li>・当該協議会において、微生物、病理などの調査研究部会が最新の検査技法や食肉用動物症例を集積し会員に公開しており、日々の検査業務においてこれを活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金の支出事務</li> <li>・関係機関提供の情報収受</li> </ul> 【負担金の内容】 1検査所あたり年間47,000円、会則に規定	と畜検査業務に係る全国レベルの情報や課題などを把握することにより、と畜検査を正確かつ円滑に実施している。	47	見直し

内部仕分け調書

保健福祉部

整理 番号	予算事項名	根拠 法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
22	特定保健指導経費	あり	1.7	0.0	1.0	内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させる。	健診結果を基に生活習慣を振り返り、改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、そのことにより、対象者が自分の健康を自己管理することが必要である。	特定健康診査の結果、腹囲、BMI、血圧、中性脂肪、HDLコレステロール、血糖値が一定の基準に該当する者を対象に実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別面接による保健・栄養指導</li> <li>・集団指導による保健・栄養運動指導</li> <li>・特定健康診査結果説明会の開催</li> <li>・定例健康相談会の実施</li> </ul>	健康管理に対する意識をもつことにより、生活習慣病の発症、疾病の重症化、合併症の発症を抑え、生活の質の低下を防ぐとともに、将来的に医療費の抑制を図ることができる考える。	4,275	現行どおり